

垂水中央東地区市街地再開発組合
個人情報取り扱い方針

この文書は「個人情報の保護に関する法律」第1条の目的に鑑み、個人情報を取り扱う事業者として、その方針をまとめたものです。この文書は、再開発組合事務所に備え付け、組合員等関係権利者に開示します。

1. 個人情報の使用目的

当再開発組合がその対象地域ですすめる市街地再開発事業の推進（事業計画案・権利変換計画案等検討のための基礎データ、行政への認可申請等にかかる同意・合意形成のための連絡・報告・周知など）のために使用するものであり、その他の目的には一切使用しない。

2. 個人情報の取得

上記目的で取得する個人情報は、登記簿など法令に基づき公開されているもの以外は、基本的に書面または口頭で地権者本人から直接取得するものとする。

3. 組織的安全管理措置

この取り扱い方針に基づき、個人情報の安全管理を行う。管理責任者は理事長とし、理事長の指揮のもと事務局員が個人情報の管理作業を行う。また理事長は、個人情報の管理状況について定期的に確認を行い、必要がある場合は事務局員に適切な指示を行う。

4. 物理的安全管理措置

紙媒体の個人情報（名簿、建物調書、登記事項他）は鍵のかかるロッカーに保管する。電子情報は組合のサーバーにパスワードを付して保管し、サーバーにアクセスできるパーソナルコンピュータはウイルス対策ソフトで保護する。

5. 本人以外への個人情報の提供

当再開発組合は、事業推進のため必要のある場合に限り、関係諸官庁または業務委託先に個人情報を提供することができるものとする。

6. 業務委託先の個人情報の取り扱い措置

業務委託先に個人情報を提供する場合、業務の目的、個人情報の取り扱いについて説明し、業務委託先にも個人情報の安全管理を徹底させる。

7. 情報提供・情報入手に関する記録

本人以外に個人情報を提供した場合は相手方や情報提供年月日を記録する。業務委託先は契約に基づき個人面談等で個人情報を入手した場合は、必ず当再開発組合にその内容を報告しなければならない。

8. 開示請求に対する対応

本人から個人情報の開示を求められた場合、当再開発組合は応じなければならない。また収集した情報に関し、本人から修正の要求があった場合は、調査の上、必要な修正を行う。情報の開示、修正要求に関しては、理事長の指示を受け事務局員がこれを行う。

以上